

千葉商科大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は広く商業、経済、政策等に関する諸科学の総合的研究及び学理の応用のため専門の学芸を教授するとともに、これらの成果を広く社会に提供し社会の発展に寄与することを目的とし、高き人格識見と教養とを備え、特に経済界を始め、地域社会の発展に資する人材を育成し、もって社会の進運に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

4 その他、自己点検及び評価については、別に定める。

(大学名)

第2条 本学は千葉商科大学と称する。

第2章 学部及び学科等の組織

(基盤教育機構・学部及び学科)

第3条 本学に基盤教育機構及び次の学部学科を置く。

基盤教育機構

商経学部 商学科 経営学科

総合政策学部 経済学科 政策情報学科

サービス創造学部 サービス創造学科

人間社会学部 人間社会学科

2 基盤教育機構は、全学部共通カリキュラムを通じて、本学の学生として高き人格識見と教養とを備えた人材を育成することを教育目的とする。

3 商経学部は、社会人として生きていくために必要な知識、技能、問題発見と分析・解決能力に加え、ビジネス・経済・社会に関する幅広い専門知識を身につけ、社会の発展に主体的・組織的に貢献する人材を育成することを教育目的とする。

(1) 商学科は会計、マーケティング、ファイナンスを中心とする商学を基礎としつつ、経営学、経済学、法学、心理学や情報技術などの学際的な知識を備えた人材を育成することを教育目的とする。

(2) 削除

(3) 経営学科は経営学を基礎としつつ、商学、経済学、法学、心理学や情報技術などの学際的な知識を備えた人材を育成することを教育目的とする。

4 総合政策学部は、従来の学問の枠を超えた総合的・多元的な学習により社会の多様な課題の情

報を収集し、考察するとともに、具体的な解決策を導く力を持つ人材を育成することを教育目的とする。

(1) 経済学科は、経済学を中心として社会科学に関する深い理解を持ち、これを用いて社会の多様な課題について発見・考察し、具体的な解決策を導く力を備えた人材を育成することを教育目的とする。

(2) 政策情報学科は、法学、行政学、公共政策、経済学、社会学の諸分野を横断的に理解し、各分野の専門家たちとも協力しながら、社会の多様な課題について発見・考察し、具体的な解決策を導く力を備えた人材を育成することを教育目的とする。

5 サービス創造学部サービス創造学科は、新たなサービスを創造することを通じて価値や効用を生み出し、個人や組織、社会を豊かにする人材を育成することを教育目的とする。

6 人間社会学部人間社会学科は、複雑化・多様化しサステナビリティが求められる現代社会の構造と動態を理解し、人・社会・自然のウェルビーイングを構想・実現していく能力を持つ人材を育成することを教育目的とする。

7 削除

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第4条 本学において教授する授業科目は、別表(1)(3)(4)(5)(6)(8)の通り定める。

2 前項の授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目の4種とする。

3 授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、各学部のゼミナール科目群の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(卒業の要件)

第6条 学生は、第18条第1項に定める在学期間に、別表(1)(3)(4)(5)(6)に定める単位数のうち、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、別表(3)(4)(5)(6)の専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

(履修規程)

第6条の2 履修規程は、別に定める。

第7条 削除

(ゼミナール科目群)

第8条 ゼミナール科目群については履修規程に定める。

(特別講義)

第9条 学長が教育上有益と認めた場合は、特別講義として授業科目を開設することができる。

2 特別講義として開設した授業科目の修得単位は、第6条に規定する単位に加えることができる。

第9条の2 削除

第4章 試験、卒業及び学位の授与

(試験)

第10条 第4条に定めた授業科目については単位を認定するために試験を行う。

2 削除

3 削除

第11条 前条にかかわらず、第4条に定めた授業科目について、担当教員の判定をもって試験に代えることがある。

第12条 試験は、当該学期に開講した授業科目については担当教員がこれを行う。但し、担当教員に故障のあるときは、学長の承認により他の教員が代ってこれを行う。

(成績評価)

第13条 各授業科目の成績評価基準及び表記法については、別に定める。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(大学以外の教育施設等における学修)

第14条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長の承認により、単位を与える。

2 前項により与えることができる単位数は、第15条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 本学は、教育上有益と認めるときは、学長の承認により、他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第14条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長の承認により単位を与える。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び第15条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（留学）

第16条 第15条第1項に該当しない外国の大学又は短期大学に留学を希望する者は、保証人連署で学長に願い出て許可を得なければならない。

- 2 学長が教育上有益と認め、留学を許可した者の取り扱いについては、第15条第2項の規定を準用する。

- 3 前条第1項及び本条第1項により、留学し学修することを認められた者については、休学者とみなさない。

第17条 削除

（学位）

第18条 本学に4年（第23条第1項により入学した者については2年又は3年。）以上在学し、第6条に定める単位を修得した者は卒業とし、学士の学位を次の通り授与する。

学 部	学 科	学 位
商経学部	商学科	学士（商学）
	経営学科	学士（経営学）
総合政策学部	経済学科	学士（経済学）
	政策情報学科	学士（政策情報学）
サービス創造学部	サービス創造学科	学士（経営学）
人間社会学部	人間社会学科	学士（人間社会学）

- 2 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本学に3年以上在学したものが、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、卒業を認めることができる。

（卒業）

第18条の2 卒業の時期は、学年の終了日とする。但し、第20条第2項により10月に入学した者及び在学期間が4年を超える者については、卒業に必要な授業科目を春学期に履修して単位を修得した場合には、春学期の終了日とすることができる。

（教育職員免許状）

第19条 本学において、教育職員免許状授与の所要資格が得られる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の通りとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
商経学部	商学科	高等学校教諭 一種免許状	商 業 情 報
	経営学科	高等学校教諭 一種免許状	商 業

- 2 前項の教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、第6条に定める単位を修得したほかに、教育職員免許法及び同法施行規則の定めるところに従い、別表(8)の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第5章 入学、休学、転学、退学、除籍

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、帰国生徒選抜等による入学者の入学時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第22条 前条の各号の一に、第20条に定める入学の前日までに該当する見込みの者は、当該学校長等の証明を得て入学を願い出ることができる。ただし、該当要件を満たせなかったときは、入学に関する手続きはすべて効力を失う。

(編入学)

第23条 編入学とは、大学以外の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中年次から履修すべく本学に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者が、教育課程の一部を省いて途中年次から履修すべく本学に入学する場合も編入学とする。

- 2 本学に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
- (4) 大学に1年以上在学し、30単位以上を修得した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (6) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 高等学校、中等教育学校後期課程および特別支援学校高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

3 前項の各号の一に、第20条に定める入学の前日までに該当する見込みの者は、編入学を願い出ることができる。ただし、該当要件を満たせなかったときは、編入学に関する手続きはすべて効力を失う。

4 編入学の年次は、2年次又は3年次とする。

5 本学に在学していた者が再入学を志願する場合は、学長は相当年次に入学を許可することがある。なお、再入学の取扱いについては、別に定める。

第23条の2 削除

（転部・転学科）

第24条 転部・転学科を志望する者については、願い出により、学長はこれを許可することがある。なお、転部・転学科の取扱いについては、別に定める。

（入学志願手続）

第25条 入学志願者は、入学願書に別に定める入学検定料及び書類を添えて願い出なければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続）

第26条 前条第2項の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の入学手続方法により指定の期日までに保証人連署の本学所定の誓書及び住民票記載事項証明書その他の書類を提出するとともに、入学金及び入学年次の1期分の学費を納付しなければならない。但し、第23条第3項により再入学合格通知を受けた者は、入学金の納付は免除する。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第26条の2 合格者に対する入学手続方法については、別に定める。

第27条 保証人は独立の生計を営む成年者で父母、後見人その他の親族であって学生在学中に関する一切の事項につきその責務を履行し得るものでなければならない。

2 前項の保証人を得難いときは、千葉県付近の地に住所を有し、学生の在学中に関する一切の事項につきその責務を履行し得るものと本学が認めた者を保証人とすることができる。

第28条 保証人が死亡若しくは前条の資格を失ったとき又は不適当と認められたときは、新たに保証人を定め、直ちに在学誓書を提出しなければならない。

第29条 保証人が改姓、改名、転籍若しくは転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

（授業の欠席）

第30条 疾病その他やむを得ない理由により1週間以上欠席する者は、その理由を付して遅滞なく届け出なければならない。

なお、理由が疾病である場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない理由により2カ月以上修学することができない者は、保証人連署で休学を願い出て学長の許可を得て休学することができる。

なお、理由が疾病である場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1学期又は1年以内とする。但し、休学の理由が消滅しない場合は、保証人連署で改めて休学を学長に願い出ることができる。

2 休学期間は、継続して2年、通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、第37条の在学期間には算入しない。

(復学)

第33条 休学期間が満了し、休学の理由が消滅した場合は、保証人連署で復学を願い出て学長の許可を得て復学することができる。

2 復学は、休学した学年とし、時期は学期の始めとする。

(改姓、改名、転籍等)

第34条 学生が改姓、改名、転籍若しくは転居したときは、その旨を直ちに届け出なければならない。但し、改姓、改名、転籍には住民票記載事項証明書を添えなければならない。

(他大学への転学)

第35条 他の大学に転学しようとする者は、学長に転学を願い出て許可を受けなければならない。

(修業年限)

第36条 学部の修業年限は4年(第23条第1項により入学した者については2年又は3年。)とする。

(在学年限)

第37条 学生は8年(第23条第4項に定める2年次に入学した者は6年、3年次に入学した者は4年。)を超えて在学することはできない。但し、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 削除

第38条 削除

2 削除

(退学)

第39条 退学しようとする者は、その理由を付して保証人連署のうえ願い出て、学長の許可を受けなければならない。

なお、理由が疾病である場合は医師の診断書を添えるものとする。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第37条に定める在学年限を超えた者。但し、学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた者は除く。
- (3) 第32条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 当該年度の入学許可者のうち、入学意思のない者
(規程の遵守)

第41条 学生は、学則はもちろん本学の定める諸規程を遵守しなければならない。

2 諸規程は別に定める。

(表彰)

第42条 学生であって在学中、学業成績優秀で他の学生の模範となる者に対しては表彰することがある。

(懲戒)

第43条 本学の規則に違反し又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒については、別に定める。

第6章 学費

(学費等)

第44条 授業料、学園整備費、教育充実費及び入学金の学費は、別表(9)の定める通りとする。

2 第4年次留年手続者の学費及び学校法人千葉学園が設置する学校から入学する者の入学金は、別に定める。

第44条の2 前条に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することがある。

第45条 前条に定める授業料、学園整備費及び教育充実費は、原則として毎年2期に分けて本学所定の期間内に納付しなければならない。

2 授業料及び学園整備費等の納付について前項の方法によらない者の扱いについては、別に定める。

第46条 納付した入学検定料及び授業料その他の納付金は、原則として返付しない。

(退学の場合の学費)

第47条 学生が退学し又は退学を命ぜられたときは、その納付期の授業料その他の納付金はこれを徴収する。

(休学の場合の学費)

第48条 休学を許可された者については、休学期間中の月割の授業料及び学園整備費等を徴収しない。但し、休学期間中に休学の理由が消滅し復学した者は、当該学期の授業料及び学園整備費等を指定期日内に納付しなければならない。

(授業料の減免)

第49条 授業料等については、学長の認定等により減免する場合がある。

2 前項の授業料の減免等の扱いについては、別に定める。

第50条 削除

第7章 職員組織

(職員組織)

第51条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長 1名
- (2) 基盤教育機構長 1名
- (3) 学部長 各1名
- (4) 教授、准教授、専任講師及び助教
- (5) 事務職員

2 本学に前項のほか、副学長及び必要な職員を置くことができる。

第52条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 基盤教育機構長は基盤教育機構に関する校務をつかさどる。

4 学部長は学部に関する校務をつかさどる。

5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 事務職員は上司の命を受け事務に従事する。

第53条 学長は必要ある場合には非常勤講師を委嘱することができる。

第8章 教授会

(教授会)

第54条 本学に教授会を置く。

2 本学における教授会は次の通りとする。

- (1) 基盤教育機構教授会
- (2) 学部教授会
- (3) 全学教授会

3 教授会については、別に定める。

第55条 削除

第56条 削除

第57条 削除

第9章 収容定員

(収容定員等)

第58条 本学の収容定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
商経学部	商学科	4 5 0 名	1, 8 0 0 名
	経営学科	2 0 0 名	8 0 0 名
	計	6 5 0 名	2, 6 0 0 名
総合政策学部	経済学科	1 5 0 名	6 0 0 名
	政策情報学科	1 5 0 名	6 0 0 名
	計	3 0 0 名	1, 2 0 0 名
サービス創造学部	サービス創造学科	2 3 0 名	9 2 0 名
人間社会学部	人間社会学科	2 3 0 名	9 2 0 名
合 計		1, 4 1 0 名	5, 6 4 0 名

第10章 研究生及び特別聴講学生等

(研究生等)

第59条 特定の事項について、本学専任教員の指導の下に研究を志望する者があるときは、学長が研究生として許可することがある。

2 官庁又は公共団体等の委託により本学専任教員の指導の下に特定の事項につき研究を志望する者があるときは、学長が委託生として許可することがある。

(特別聴講学生等)

第60条 本学において教育上有益と認めるときは、国内外の他の大学又は短期大学との協議により、他の大学等の学生を特別聴講学生又は受託留学生として、本学の授業科目の一部について履修を許可することができる。

2 特別聴講学生又は受託留学生として履修した科目について試験を受け合格した場合は、所定の単位を与える。

(科目等履修生)

第61条 本学の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、選考のうえ在学生の学修に妨げのない限り科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

(聴講生)

第62条 本学の特定の授業科目につき聴講を希望する者があるときは、選考のうえ聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に対しては、試験を行わない。但し、本人の志望により聴講した授業科目につき試験を受けることができる。また、本人の志望により選考のうえ聴講証明書を授与する。

(登録料、修学料)

第63条 研究生、委託生、科目等履修生及び聴講生（以下、「研究生等」という。）の履修又は聴講の登録料及び修学料等は、別に定める。

2 研究生等に関する規定は別に定める。

第63条の2 特別聴講学生及び受託留学生の修学料は、別に定める。

第11章 図書館、総合研究センター

(図書館及び総合研究センター)

第64条 本学に教職員並びに学生の研究に資するため図書館及び総合研究センターを置く。

2 削除

3 削除

第65条 図書館及び総合研究センターに関する規程は別に定める。

2 削除

3 削除

第12章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第66条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は春学期と秋学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学事暦において定める。

3 前項に定める各学期を前半および後半に分けることができるものとする。

第66条の2 第20条第2項により10月に入学した者の学年は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2 学年は、秋学期と春学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学事暦において定める。

3 前項に定める各学期を前半および後半に分けることができるものとする。

(休業日)

第67条 休業日は次の通りとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念祝日（5月1日）

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

第68条 学長は前条の休業日について必要と認めたときは変更し、別に休業日を定めることができる。

第13章 厚生保健施設

(健康診断)

第69条 職員及び学生の保健のため毎年1回健康診断を行う。

(校医)

第70条 本学に校医を置くとともに健康サポートセンターを設置し、職員及び学生の衛生保健に関する相談並びに治療に当たることとする。

第14章 公開講座

(公開講座)

第71条 社会人の教養を高め文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 その他

(規程の改廃)

第72条 この学則の改廃は、全学部長会及び全学教授会の議を経て、理事会が行う。

付 則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

付 則 (昭和30年4月1日改正)

この学則は、昭和30年4月1日から施行する。

付 則 (昭和37年4月1日改正)

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則 (昭和37年11月21日改正)

この学則は、昭和37年11月21日から施行する。

付 則 (昭和39年4月1日改正)

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則 (昭和40年4月1日改正)

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則 (昭和41年4月1日改正)

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則 (昭和42年4月1日改正)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年4月1日改正)

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年10月23日改正)

この学則は、昭和43年10月23日から施行する。

付 則 (昭和45年4月1日改正)

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則 (昭和46年4月1日改正)

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49年1月1日改正)

この学則は、昭和49年1月1日から施行する。

付 則 (昭和50年4月1日改正)

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則 (昭和50年7月1日改正)

この学則は、昭和50年7月1日から施行する。

付 則 (昭和51年4月1日改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則 (昭和52年4月1日改正)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則（昭和53年4月1日改正）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年4月1日改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年4月1日改正）

1. この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
2. 昭和55年度から昭和57年度において、商経学部各学科の総定員は、第52条の規定にかかわらず次の通りとする。

年 度	商 学 科	経済学科	経営学科	計
昭和55年度	1,300名	1,300名	1,300名	3,900名
昭和56年度	1,400名	1,400名	1,400名	4,200名
昭和57年度	1,500名	1,500名	1,500名	4,500名

付 則（昭和56年4月1日改正）

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和57年4月1日改正）

1. この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
2. 昭和56年度以前に入学した者については、第4条及び第6条は改正前の学則を適用する。

付 則（昭和58年4月1日改正）

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年4月1日改正）

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則（昭和60年4月1日改正）

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（昭和61年4月1日改正）

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年4月1日改正）

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

但し、第56条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度までの間の入学定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員
商経学部	商 学 科	450名
	経済学科	450名
	経営学科	450名
	計	1,350名

付 則（昭和63年4月1日改正）

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成元年4月1日改正）

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成 2 年 4 月 1 日改正）

1. この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成元年度以前に入学した者については、別表(1)及び別表(2)は改正前の学則別表(1)及び別表(2)を適用する。

付 則（平成 3 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 10 月 1 日改正）

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 2 月 1 日改正）

この学則は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 5 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 6 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 7 年 4 月 1 日改正）

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 4 月 1 日改正）

1. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 57 条の規定にかかわらず、平成 8 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	入学定員
商経学部	商 学 科	450名
	経済学科	450名
	経営学科	450名
	計	1,350名

3. 平成 7 年度以前に入学した者については、第 6 条及び別表(1)は改正前の学則を適用することとし、平成 8 年度以後に履修する授業科目の扱いについては、この学則を準用する。

付 則（平成 9 年 4 月 1 日改正）

1. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
2. 平成 8 年度以前入学者については、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に規定する事項は、入学時の学則を適用する。但し、平成 7 年度以前入学者が履修する授業科目の扱いは、平成 8 年 4 月 1 日改正の学則を準用する。

付 則（平成 10 年 4 月 1 日改正）

1. この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。但し、別表(1)に定める「海外英語研修Ⅰ、Ⅱ」及び 3 学科共通の専攻科学科目については、平成 9 年度入学者にも準用する。
2. 平成 8 年度入学者については、第 4 条に規定する事項は、入学時の学則を適用するが、別表(1)に定める自然言語における自由科目の配当科目については、平成 9 年度入学者適用の学則

を準用する。

付 則（平成11年4月1日改正）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成12年4月1日改正）

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2. 平成11年度以前に入学した者については、第19条並びに別表(1)及び別表(2)は改正前の学則を適用する。
3. 第58条の規定にかかわらず、商経学部各学科における平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は、次の通りとする。

学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
商 学 科	420名	415名	410名	405名
経済学科	420名	415名	410名	405名
経営学科	420名	415名	410名	405名
計	1,260名	1,245名	1,230名	1,215名

付 則（平成13年4月1日改正）

1. この学則は、平成13年4月1日から施行する。
2. 政策情報学部政策情報学科平成12年度入学者については、教育職員免許法別表第1の備考5のロにより高等学校「情報」の教育職員免許状授与の所要資格を得るに必要な単位の修得を認めるものとする。

付 則（平成14年4月1日改正）

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成13年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。

付 則（平成15年4月1日改正）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年4月1日改正）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月1日改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日改正）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年4月1日改正）

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 平成18年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。

付 則（平成20年4月1日改正）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日改正）

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2. 平成20年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。
3. 第58条の規定にかかわらず、商経学部各学科における平成21年度から24年度までの間

の収容定員は、次の通りとする。

学 科	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
商 学 科	1,620名	1,640名	1,660名	1,680名
経済学科	1,500名	1,400名	1,300名	1,200名
経営学科	1,480名	1,360名	1,240名	1,120名
合 計	4,600名	4,400名	4,200名	4,000名

付 則（平成22年4月1日改正）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年4月1日改正）

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成23年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。

付 則（平成25年4月1日改正）

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。但し、平成24年度以前の入学者に対して教授会が必要と判断する場合は、教授会が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（平成26年4月1日改正）

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 平成25年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。但し、平成25年度以前の入学者に対して教授会が必要と判断する場合は、教授会が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。
3. 第58条の規定にかかわらず、商経学部各学科における平成26年度から29年度までの間の収容定員は、次の通りとする。

学 科	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
商 学 科	1,680名	1,680名	1,680名	1,680名
経済学科	1,100名	1,000名	900名	800名
経営学科	1,020名	920名	820名	720名
合 計	3,800名	3,600名	3,400名	3,200名

付 則（平成27年4月1日改正）

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. 平成26年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。
3. 第58条の規定にかかわらず、政策情報学部政策情報学科における平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は、次の通りとする。

学 部・学 科	平成27年度	平成28年度	平成29年度
政策情報学部 政策情報学科	785名	690名	615名

付 則（平成28年4月1日改正）

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2. 第44条及び別表(7)に規定する留学関連費(国際教養学部のみ)は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成29年4月1日改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年4月1日改正）

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 平成29年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。
3. 第58条の規定にかかわらず、商経学部各学科における平成30年度から平成33年度までの間の収容定員及び政策情報学部政策情報学科の平成30年度から平成31年度までの収容定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
商経学部	商 学 科	1,690 名	1,700 名	1,710 名	1,720 名
	経済学科	800 名	800 名	800 名	800 名
	経営学科	720 名	720 名	720 名	720 名
	計	3,210 名	3,220 名	3,230 名	3,240 名

学 部・学 科	平成30年度	平成31年度
政策情報学部 政策情報学科	520名	500名

付 則（2019年4月1日改正）

1. この学則は、2019年4月1日から施行する。
2. 2018年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

付 則（2020年4月1日改正）

1. この学則は、2020年4月1日から施行する。
2. 2019年度以前に入学した者の授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。
3. 第44条及び別表(9)に規定する留学・研修費(国際教養学部のみ)は、2020年4月1日から適用

する。

付 則（2021年4月1日改正）

1. この学則は、2021年4月1日から施行する。
2. 第32条に規定する休学期間の手続は、2020年10月1日に遡って適用する。

付 則（2022年3月23日改正）

1. この学則は、2022年4月1日から施行する。

付 則（2023年3月22日改正）

1. この学則は、2023年4月1日から施行する。
2. 第64条及び第65条に規定する総合研究センターは、2023年3月1日に遡って適用する。

付 則（2024年2月21日改正）

この学則は、2024年4月1日から施行する。

付 則（2024年3月21日改正）

1. この学則は、2025年4月1日から施行する。
2. 第3条の規定にかかわらず、2024年度以前に入学した者の学部学科及び人材育成の目的について在籍者が卒業するまでは次の通りとする。

基盤教育機構

商経学部	商学科 経済学科 経営学科
政策情報学部	政策情報学科
サービス創造学部	サービス創造学科
人間社会学部	人間社会学科
国際教養学部	国際教養学科

学部等	人材育成の目的
基盤教育機構	基盤教育機構は、全学部共通カリキュラムを通じて、本学の学生として高い人格識見と教養とを備えた人材を育成することを教育目的とする。
商経学部	商経学部は、三言語（自然言語＝外国語、人工言語＝コンピュータ、会計言語＝簿記・会計）の修得を基礎に、商学、経済学、経営学を学び、実業界などで活躍する人材を育成する。特定の専門にかたよらず、広い視野をもった基礎的専門知識を有し、豊かな人間性と道徳性、一般教養を備え、社会で有意な活動を行うことのできる人材を養成することを教育目的とする。 (1) 商学科は商品流通、貨幣流通、会計に関する知識を備えた人材を養成することを教育目的とする。 (2) 経済学科は経済の仕組み、市場経済の法則を理解できる人材を養成することを教育目的とする。 (3) 経営学科は企業組織と経営の在り方を学び、資本・人材・技術力の活用と運営ができる人材を養成することを教育目的とする。
政策情報学部	政策情報学部政策情報学科は、従来の学問の枠を超えた総合的・多元的な学習により時代の流れを読み取り、情報技術を活用した問題発見とその解決を目指す実践的な知識と手法を身につけた人材の養成を教育目的とする。
サービス創造学部	サービス創造学部サービス創造学科は、3つの学び（「学問から学ぶ」「企業から学ぶ」「活動から学ぶ」）を教育の柱として、サービスを多面的・複合的に教育することを通じ、進展するサービス化社会に対応した多様なサービ

	スを創造する人材を育成することを教育目的とする。
人間社会学部	人間社会学部人間社会学科は、社会学・社会福祉学、経済学・商学に関する学びと実践的な経験を活かして少子化、高齢化、人口の減少、コミュニティの衰退、グローバル化の進展など社会の変化や課題に対応し、人にやさしい社会を、ビジネスを通じてつくりだせる人材を育成することを教育目的とする。
国際教養学部	国際教養学部国際教養学科は、グローバル化が進展する国際社会の現場で、法学や政治学・経済学を基礎とした幅広い教養と、留学などの国際的な経験を統合して、自ら発信できる能力を有する即戦力を培い、真のグローバル人材を育成することを教育目的とする。

3. 第4条及び第6条の規定にかかわらず、2024年度以前に入学した者の、授業科目の履修及び単位修得については、入学時の学則を適用する。但し、学長が必要と判断する場合は、学長が定める授業科目の履修及び単位修得を認めることができるものとする。

4. 第18条の規定にかかわらず、2024年度以前に入学した者の、商経学部経済学科、政策情報学部政策情報学科、国際教養学部国際教養学科の学位について、在籍者が卒業するまでは次の通りとする。

学部	学科	学位
商経学部	経済学科	学士（経済学）
政策情報学部	政策情報学科	学士（政策情報学）
国際教養学部	国際教養学科	学士（国際教養学）

5. 第58条の規定にかかわらず、2025年度から2027年度までの収容定員は、次の通りとする。

学 部	学 科	2025年度	2026年度	2027年度
商経学部	商 学 科	1,740 名	1,760 名	1,780 名
	経済学科	600 名	400 名	200 名
	経営学科	740 名	760 名	780 名
	計	3,080 名	2,920 名	2,760 名
総合政策学部	経済学科	150 名	300 名	450 名
	政策情報学科	150 名	300 名	450 名
	計	300 名	600 名	900 名
政策情報学部	政策情報学科	375 名	250 名	125 名
サービス創造学部	サービス創造学科	830 名	860 名	890 名
人間社会学部	人間社会学科	830 名	860 名	890 名
国際教養学部	国際教養学科	225 名	150 名	75 名

付 則（2025年3月26日改正）

この学則は、2025年4月1日から施行する。

付 則（2025年10月29日改正）

1. この学則は、2025年10月29日から施行し、2025年10月 1 日に遡って適用する。
2. 2024年度以前に入学した者については、入学時の学則を適用する。

別表 (1) < 基盤教育機構 学則別表 >

学部等	科目 区分		授業科目の名称	単位数				配当年次				備考
				必修	選択必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	
CUC 基盤教育科目群	共通教養科目	CUC ベーシック	自分未来ゼミ	2				2	2	2	2	6単位を修得するものとする。
			実学入門I	2				2	2	2	2	
			実学入門II	2				2	2	2	2	
		人文科学	哲学入門		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。
			倫理学入門		2			2	2	2	2	
			社会史入門		2			2	2	2	2	
			経済思想史入門		2			2	2	2	2	
			心理学入門		2			2	2	2	2	
			応用心理学入門		2			2	2	2	2	
			歴史学入門		2			2	2	2	2	
			人文地理学入門		2			2	2	2	2	
			文学研究入門		2			2	2	2	2	
			芸術理論研究入門		2			2	2	2	2	
			比較文化論		2			2	2	2	2	
			表象文化論		2			2	2	2	2	
			演劇・身体表現論		2			2	2	2	2	
			社会ネットワーク論		2			2	2	2	2	
		社会科学	法学入門（公法）		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。
			法学入門（私法）		2			2	2	2	2	
			日本国憲法		2			2	2	2	2	
			政治学入門		2			2	2	2	2	
			国際政治学入門		2			2	2	2	2	
			途上国貧困研究入門		2			2	2	2	2	
			社会思想史入門		2			2	2	2	2	
			現代思想入門		2			2	2	2	2	
			経済成長と社会問題		2			2	2	2	2	
			ジャーナリズム論		2			2	2	2	2	
			教育学入門		2			2	2	2	2	
			民俗学入門		2			2	2	2	2	
			社会学入門		2			2	2	2	2	
		経済学入門		2			2	2	2	2		
		自然科学	生物学入門		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。
			地学入門		2			2	2	2	2	
	自然地理学入門			2			2	2	2	2		
宇宙科学入門			2			2	2	2	2			
化学と社会			2			2	2	2	2			
物理学と社会			2			2	2	2	2			
情報化社会のための数学入門			2			2	2	2	2			
データサイエンス入門			2			2	2	2	2			
データ活用の統計学			2			2	2	2	2			
テクノロジー論			2			2	2	2	2			
認知心理学入門			2			2	2	2	2			
倫理・SDGs	情報倫理		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。		
	生命倫理		2			2	2	2	2			
	ビジネス倫理		2			2	2	2	2			
	環境倫理		2			2	2	2	2			
	SDGs論		2			2	2	2	2			
	多文化共生社会論		2			2	2	2	2			
	地域共創デザイン論		2			2	2	2	2			
	地球環境論		2			2	2	2	2			
	文化創造論		2			2	2	2	2			
	エネルギー論		2			2	2	2	2			
	サステナブルな地域づくり実践		2			2	2	2	2			
地域に役立つ再生可能エネルギービジネス		2			2	2	2	2				

学部等	科目区分			授業科目の名称	単位数				配当年次				備考
					必修	選択必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	
基盤教育機構		三言語科目	自然言語	英語とその世界		2			2	2	2	2	2単位を修得するものとする。
				中国語とその世界		2			2	2	2	2	
				日本語とその世界		2			2	2	2	2	
				英語コミュニケーション基礎A			2		2	2	2	2	
				英語コミュニケーション基礎B			2		2	2	2	2	
				国際語としての英語			2		2	2	2	2	
				異文化コミュニケーション(英語)			2		2	2	2	2	
				中国語コミュニケーション入門			2		2	2	2	2	
				中国語コミュニケーション基礎			2		2	2	2	2	
				国際語としての中国語			2		2	2	2	2	
				異文化コミュニケーション(中国語)			2		2	2	2	2	
				韓国語コミュニケーション入門			2		2	2	2	2	
				韓国語コミュニケーション基礎			2		2	2	2	2	
				異文化コミュニケーション(韓国語)			2		2	2	2	2	
			情報言語	情報入門	2				2	2	2	2	2単位を修得するものとする。
				情報実践			2		2	2	2	2	
				情報処理			2		2	2	2	2	
				プログラミング入門			2		2	2	2	2	
				情報科学概論			2		2	2	2	2	
			会計言語	会計リテラシー	2				2	2	2	2	2単位を修得するものとする。
				経理実務入門I			2		2	2	2	2	
				経理実務入門II			2		2	2	2	2	
				税務実務入門I			2		2	2	2	2	
				税務実務入門II			2		2	2	2	2	
				簿記特講			4		4	4	4	4	
		生涯ケア科目	キャリア・健康管理	生活と金融リテラシーI	2				2	2	2	2	2単位を修得するものとする。
				キャリア入門		2			2	2	2	2	2単位以上を修得するものとする。
				生活と金融リテラシーII		2			2	2	2	2	
				生活と金融リテラシーIII		2			2	2	2	2	
				インターンシップ概論		2				2	2	2	
				就業力実践		2					2	2	
				健康科学		2			2	2	2	2	
				健康・スポーツ演習		2			2	2	2	2	
				コーチング論		2			2	2	2	2	

学部等	科目区分	授業科目の名称	単位数				配当年次				備考
			必修	選択必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	
アドバンスト科目群	グローバル	Grammar in Use			2		2	2	2	2	
		多文化ワークショップ			2		2	2	2	2	
		Global Studies			2		2	2	2	2	
		海外短期文化研修I			2		2	2	2	2	
		海外短期文化研修II			2		2	2	2	2	
		海外長期文化研修I			2		2	2	2	2	
		Global Communication			2			2	2	2	
		Digital Communication			2			2	2	2	
		Language & Culture			2			2	2	2	
		Extensive Reading & Listening			2			2	2	2	
		Academic English			2			2	2	2	
		地域研究A			2			2	2	2	
		地域研究B			2			2	2	2	
		多文化フィールドワークA			2			2	2	2	
		多文化フィールドワークB			2			2	2	2	
		ビジネス中国語			2			2	2	2	
		実用中国語			2			2	2	2	
	情報・データサイエンス	社会科学のための情報学特論			2		2	2	2	2	
		データサイエンスのための数学			2		2	2	2	2	
		データサイエンスのためのプログラミングI			2		2	2	2	2	
		AI概論			2			2	2	2	
		データサイエンス実践			2			2	2	2	
		データサイエンスのためのプログラミングII			2			2	2	2	
		データ活用 of 統計学実践			2			2	2	2	
		データサイエンスプロジェクトI			2				2	2	
		データサイエンスプロジェクトII			2				2	2	
		統計システム開発実習I			2				2	2	
		統計システム開発実習II			2				2	2	
	キャリア	CSR経営論			2			2	2	2	
		イノベーション実践A			2			2	2	2	
		イノベーション実践B			2			2	2	2	
		キャリア形成論			2			2	2	2	
		仕事の意思決定			2			2	2	2	
		ディーセント・ワーク論			2			2	2	2	
		ライフストーリー研究			2			2	2	2	
		業界・企業研究A (IT、金融ビジネス)			2			2	2	2	
		業界・企業研究B (ホスピタリティ領域、グローバル領域)			2			2	2	2	
		社会実践論			2			2	2	2	
	総合教養	総合教養A			2			2	2	2	
		総合教養B			2			2	2	2	
		総合教養C			2			2	2	2	
		総合教養D			2			2	2	2	
		総合教養E			2			2	2	2	
		総合教養F			2			2	2	2	

注1. 複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。
 注2. 学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。
 注3. 卒業には基盤教育機構と学部で定められた科目において合計124単位以上修得する必要がある。

別表(2) 削除

別表(3) < 商経学部 学則別表 >

学部	学科	系別	授業科目	単位数				配当年次				備考
				必修	選択必修	選択	自由	1年次	2年次	3年次	4年次	
商	商	専	学部入門科目	商学入門	2			2	2	2	2	8単位を修得するものとする。
			学部入門科目	経営学入門(商経)	2			2	2	2	2	
			学部入門科目	初級簿記I	2			2	2	2	2	
			学部入門科目	初級簿記II	2			2	2	2	2	
			専	マーケティング論I		2		2	2	2	2	44単位以上修得するものとする。 マーケティングコースは24単位以上修得するものとする。
				マーケティング論II		2			2	2	2	
				ブランド論		2			2	2	2	
				マーケティング・コミュニケーション		2			2	2	2	
				商品開発論		2			2	2	2	
				消費者行動論(商経)		2			2	2	2	
				サービスマーケティング論(商経)		2			2	2	2	
				マーケティング・リサーチ論I		2			2	2	2	
				マーケティング・リサーチ論II		2			2	2	2	
				流通経済論I		2			2	2	2	
				流通経済論II		2			2	2	2	
				電子商取引論		2			2	2	2	
				ソーシャル・マーケティング論		2			2	2	2	
				グローバル・マーケティング論I		2			2	2	2	
				ロジスティクス論		2			2	2	2	
				ケースで学ぶマーケティング戦略		2			2	2	2	
				プロダクト・マネジメント		2			2	2	2	
				市場戦略論		2			2	2	2	
				ファイナンス入門		2		2	2	2	2	ファイナンスコースは24単位以上修得するものとする。
				金融論I		2			2	2	2	
				金融論II		2			2	2	2	
				証券市場論I		2			2	2	2	
				証券市場論II		2			2	2	2	
				ファイナンシャル・プランニング論		2			2	2	2	
		門		金融機関論		2			2	2	2	

学

科

学部応用科目

企業金融論I		2				2	2	2
企業金融論II		2				2	2	2
企業価値評価I		2				2	2	2
企業価値評価II		2				2	2	2
保険論I		2				2	2	2
保険論II		2				2	2	2
消費者金融論		2				2	2	2
金融商品取引法I		2				2	2	2
金融商品取引法II		2				2	2	2
商法I		2				2	2	2
商法II		2				2	2	2
会計学総論I		2			2	2	2	2
会計学総論II		2			2	2	2	2
中級簿記I		2				2	2	2
中級簿記II		2				2	2	2
工業簿記I		2				2	2	2
工業簿記II		2				2	2	2
財務会計論I		2				2	2	2
財務会計論II		2				2	2	2
管理会計論I		2				2	2	2
管理会計論II		2				2	2	2
原価計算論I		2				2	2	2
原価計算論II		2				2	2	2
財務報告論		2				2	2	2
国際会計論		2				2	2	2
経営分析I		2				2	2	2
経営分析II		2				2	2	2
税務会計入門		2				2	2	2
税効果会計論		2				2	2	2
会計学総論I		2			2	2	2	2
会計学総論II		2			2	2	2	2
中級簿記演習		2				2	2	2
工業簿記演習		2				2	2	2
上級簿記I		2				2	2	2
上級工業簿記I		2				2	2	2

アカウンティングコースは24単位以上修得するものとする。

会計プロフェッションコースは24単位以上修得するものとする。

経

目

連結会計論I		2				2	2	2
連結会計論II		2				2	2	2
会計制度論		2				2	2	2
経営会計論		2				2	2	2
IFRS I		2				2	2	2
IFRS II		2				2	2	2
会計監査論I		2				2	2	2
会計監査論II		2				2	2	2
内部監査論I		2				2	2	2
内部監査論II		2				2	2	2
税務会計論I		2				2	2	2
税務会計論II		2				2	2	2
インターネット社会論		2				2	2	2
情報メディア論		2				2	2	2
応用情報処理		2				2	2	2
情報数学		2				2	2	2
プログラミングI		2				2	2	2
プログラミングII		2				2	2	2
情報システム論I		2				2	2	2
情報システム論II		2				2	2	2
コンピュータシステム		2				2	2	2
情報技術論		2				2	2	2
ウェブ情報デザイン		2				2	2	2
音楽情報処理		2				2	2	2
ネットワーク管理I		2				2	2	2
ネットワーク管理II		2				2	2	2
デジタル画像処理		2				2	2	2
情報ビジネス論I		2				2	2	2
情報ビジネス論II		2				2	2	2
自然知能のためのアカデミックリテラシー		2				2	2	2
中級簿記特講		4			4	4	4	4
デジタル・マーケティング論		2				2	2	2
グローバル・マーケティング論II		2				2	2	2
電子商取引実践		2				2	2	2
ICTと会計I		2				2	2	2

ICTコースは24
単位以上修得す
るものとする。

学	科	群		ICTと会計II		2				2	2	2			
				上級簿記II		2				2	2	2			
				上級工業簿記II		2				2	2	2			
				会計プロフェッション論		2				2	2	2			
				租税法I		2				2	2	2			
				租税法II		2				2	2	2			
				職業指導		2				2	2	2			
		ゼミナール科目群	ゼミナール科目		学部基礎ゼミⅠ	2					2	2	2		12単位を修得するものとする。
					学部基礎ゼミⅡ	2					2	2	2		
					研究ゼミⅠ	2						2	2		
					研究ゼミⅡ	2						2	2		
					研究ゼミⅢ	2							2		
					研究ゼミⅣ	2							2		
	経	専	学部入門科目		商学入門	2				2	2	2	2	8単位を修得するものとする。	戦略マネジメントコースは24単位以上修得するものとする。
					経営学入門（商経）	2				2	2	2	2		
					初級簿記Ⅰ	2				2	2	2	2		
					初級簿記Ⅱ	2				2	2	2	2		
		学	学部		経営管理論（商経）		2			2	2	2	2	44単位以上修得するものとする。	
					企業と社会		2			2	2	2	2		
					経営戦略論（商経）		2				2	2	2		
					経営組織論（商経）		2				2	2	2		
					組織行動論		2				2	2	2		
					経営戦略の実践		2				2	2	2		
					技術イノベーション		2				2	2	2		
					国際経営		2				2	2	2		
					コーポレートガバナンス		2				2	2	2		
					ビジネスモデル		2				2	2	2		
					ビジネスエコノミクス		2				2	2	2		
					経営学のための統計学・データ分析		2				2	2	2		
					マーケティング・リサーチ論Ⅰ		2				2	2	2		
					企業金融論Ⅰ		2				2	2	2		
					プログラミングⅠ		2				2	2	2		
					経営分析Ⅰ		2				2	2	2		
					経営分析Ⅱ		2				2	2	2		
					応用情報処理		2				2	2	2		

部	科	群	目	情報システム論I		2				2	2	2	12単位を修得するものとする。	
				経営史		2				2	2	2		2
				中小企業診断特論A		2				2	2	2		2
				中小企業診断特論B		2				2	2	2		2
				中小企業診断特論C		2				2	2	2		2
				中小企業診断特論D		2				2	2	2		2
				経営学ケースディスカッション（商経）		2					2	2		2
				経営診断学I		2					2	2		2
				経営診断学II		2					2	2		2
				起業基礎実践		2					2	2		2
				会社法I		2					2	2		2
				会社法II		2					2	2		2
				労働法I		2					2	2		2
				労働法II		2					2	2		2
				経済法I		2					2	2		2
				経済法II		2					2	2		2
		ゼミナール科目群	ゼミナール科目	学部基礎ゼミⅠ	2						2	2	2	
				学部基礎ゼミⅡ	2						2	2	2	
				研究ゼミⅠ	2							2	2	
				研究ゼミⅡ	2							2	2	
				研究ゼミⅢ	2								2	
				研究ゼミⅣ	2								2	

注1．複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。

注2．学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。

注3．卒業には、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

[illegible][illegible]

合	学	目	科	学部応用科目	経済統計学II	2				2	2	2	ビジネス経済コースは24単位以上修得するものとする。
					交通経済学I	2				2	2	2	
					交通経済学II	2				2	2	2	
GIS入門	2				2	2	2						
実験社会科学	2				2	2	2						
データビジュアライゼーション	2				2	2	2						
データ分析プログラミング	2				2	2	2						
人間行動論	2				2	2	2						
政策デザイン実践	2				2	2	2						
ミクロ経済学II	2				2	2	2						
マクロ経済学II	2				2	2	2						
企業経済学	2				2	2	2						
金融論I	2				2	2	2						
金融論II	2				2	2	2						
ビジネスエコノミクス	2				2	2	2						
産業政策論I	2				2	2	2						
産業政策論II	2				2	2	2						
地域経済論I	2				2	2	2						
地域経済論II	2				2	2	2						
都市経済学	2				2	2	2						
行動経済学	2				2	2	2						
交通経済学I	2				2	2	2						
交通経済学II	2				2	2	2						
産業組織論I	2				2	2	2						
産業組織論II	2				2	2	2						
企業金融論I	2				2	2	2						
企業金融論II	2				2	2	2						
経済史I	2				2	2	2	2					
経済史II	2				2	2	2	2					
経済数学	2				2	2	2	2					
観光政策論	2				2	2	2	2					
組織とコミュニケーション	2				2	2	2	2					
デジタル時代のイノベーション	2				2	2	2	2					
アメリカ経済論	2				2	2	2						
ヨーロッパ経済論	2				2	2	2						

政	科	群		日本経済論	2				2	2	2	12単位を修得するものとする。			
				アジア経済論		2				2	2		2		
				ゲーム理論		2				2	2		2		
				経済シミュレーション		2				2	2		2		
				ミクロ経済学III		2				2	2		2		
				マクロ経済学III		2				2	2		2		
				公共選択論		2				2	2		2		
				開発経済論I		2				2	2		2		
				開発経済論II		2				2	2		2		
				医療経済学		2				2	2		2		
				西洋経済史		2				2	2		2		
				政治的公正と経済		2				2	2		2		
			ゼミナール科目群	ゼミナール科目		学部基礎ゼミⅠ	2						2	2	2
		学部基礎ゼミⅡ			2					2	2	2			
		研究ゼミⅠ			2						2	2			
		研究ゼミⅡ			2						2	2			
		研究ゼミⅢⅠ			2							2			
		研究ゼミⅣ			2							2			
	政	学部入門科目		現代社会学入門	2					2	2	2	2	8単位を修得するものとする。	
				公共政策入門	2					2	2	2	2		
				政策情報学概論	2					2	2	2	2		
				経済入門	2					2	2	2	2		
		学		憲法特論		2					2	2	2	2	44単位以上修得するものとする。 地域政策コースは24単位以上修得するものとする。
				民法Ⅰ		2					2	2	2	2	
				公共政策論		2					2	2	2		
				都市計画入門		2					2	2	2		
				地域文化政策論		2					2	2	2		
				民法Ⅱ		2					2	2	2		
				民法ⅢⅠ		2					2	2	2		
				環境政策論		2					2	2	2		
				公法各論		2					2	2	2		
				環境政策入門		2					2	2	2		
				行政学		2					2	2	2		
				行政法		2					2	2	2		
				政治過程論		2					2	2	2		

[illegible]

学	報	科	目	用	プランニングワークショップI		2				2	2	2
					政策デザイン実践		2				2	2	2
					広報メディアコミュニケーション		2				2	2	2
					地域社会と文化		2				2	2	2
					Webとソーシャルメディア		2				2	2	2
					データ分析プログラミング		2				2	2	2
					憲法特論		2			2	2	2	2
					民法I		2			2	2	2	2
					社会経済学		2			2	2	2	2
					計画理論入門		2			2	2	2	2
					映像コミュニケーション		2			2	2	2	2
					デジタルリテラシー		2			2	2	2	2
					メディア音響論		2			2	2	2	2
					視覚メディア論		2			2	2	2	2
					行政とデジタル変革		2			2	2	2	2
					3次元アバター表現		2				2	2	2
					MIDIワークショップ		2				2	2	2
					デジタルツイン実践		2				2	2	2
					Webデザイン		2				2	2	2
					アニメーションと社会		2				2	2	2
					情報編集論		2				2	2	2
					質的調査法		2				2	2	2
					メディアワークショップ		2				2	2	2
					メディアスタディーズI		2				2	2	2
					メディアスタディーズII		2				2	2	2
					ソーシャルプロデュース論		2				2	2	2
					ライフストーリーとメディア論		2				2	2	2
					ビジュアルメディア論		2				2	2	2
					情報メディア分析論		2				2	2	2
					シナリオ・ライティング		2				2	2	2
					マルチメディア論		2				2	2	2
					環境アセスメント		2				2	2	2
					プランニングワークショップII		2				2	2	2
					現代アート論		2				2	2	2
					ミクロ経済学I		2				2	2	2

部	学	科	群	目	マクロ経済学I		2				2	2	2	12単位を修得するものとする。
					音楽と地域文化		2				2	2	2	
					論文作成技法		2				2	2	2	
					表象文化論基礎A		2				2	2	2	
					表象文化論基礎B		2				2	2	2	
					政策事情特論		2				2	2	2	
					政策情報学演習		2				2	2	2	
					地域環境マネジメント		2				2	2	2	
					サービスデザイン		2				2	2	2	
					シリアスゲームデザイン		2				2	2	2	
					データビジュアライゼーション		2				2	2	2	
					文学表現		2				2	2	2	
					実験社会科学		2				2	2	2	
					音響と文化		2				2	2	2	
					メディアプロデュース実践I		2				2	2	2	
					メディアプロデュース実践II		2				2	2	2	
					批評的思考法		2				2	2	2	
					社会科学特論I		2				2	2		
					社会科学特論II		2				2	2		
					言語表現解釈論I		2				2	2		
					言語表現解釈論II		2				2	2		
					数理的思考法I		2				2	2		
					数理的思考法II		2				2	2		
					論理とデータ解釈技法I		2				2	2		
					論理とデータ解釈技法II		2				2	2		
		ゼミナール科目群	ゼミナール科目	学部基礎ゼミI	2						2	2	2	
				学部基礎ゼミII	2						2	2	2	
				研究ゼミI	2							2	2	
				研究ゼミII	2							2	2	
				研究ゼミIII	2								2	
				研究ゼミIV	2								2	

注1. 複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。

注2. 学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。

注3. 卒業には、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

別表(5) ＜サービス創造学部 学則別表＞

[illegible]

ス

学

注1. 複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。

注2. 学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。

注3. 卒業には、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

別表(6) <人間社会学部 学則別表>

[illegible]

社会学会	社会	応用科目	消費社会論		2				2	2	2
			メディア社会学		2				2	2	2
			コミュニケーションの社会学		2				2	2	2
			観光社会学		2				2	2	2
			国際観光論		2				2	2	2
			農と食の社会学		2				2	2	2
			移動の社会学		2				2	2	2
			ウェルビーイング特論（排除・包摂）		2				2	2	2
			家族社会学		2				2	2	2
			観光学		2			2	2	2	2
			人間社会と心理学		2			2	2	2	2
			ジェンダー論（A）		2			2	2	2	2
			地域社会論		2				2	2	2
			農山村社会論		2				2	2	2
			地方自治論		2				2	2	2
			地域計画論		2				2	2	2
			地域経済論		2				2	2	2
			ソーシャルデザイン論		2				2	2	2
			まちづくり論		2				2	2	2
			地域と福祉		2				2	2	2
			観光社会学		2				2	2	2
			社会心理学		2				2	2	2
			共生社会論（A）		2				2	2	2
			共生社会論（B）		2				2	2	2
			ウェルビーイング特論（医療福祉）		2				2	2	2
			ユニバーサルデザイン論		2				2	2	2
			ジェンダー論（B）		2				2	2	2
			サステナブル経済学		2			2	2	2	2
			観光学		2			2	2	2	2
			人間社会と心理学		2			2	2	2	2
			ジェンダー論（A）		2			2	2	2	2
			社会調査法		2			2	2	2	2
			社会問題の社会学		2			2	2	2	2
			プロジェクト実習		4				4	4	4
			社会調査実習		2				2	2	2

地域づくりと共生コースは24単位以上取得するものとする。

学 部	学 科	群	目	統計学		2				2	2	2
				データ分析法		2				2	2	2
				質的研究の方法		2				2	2	2
				ビジュアル・デザイン		2				2	2	2
				社会学史		2				2	2	2
				現代の社会学理論		2				2	2	2
				児童・家族の心理学		2				2	2	2
				グローバル経済と日本		2				2	2	2
				サステナビリティ時代のライフシフト論		2				2	2	2
				社会政策		2				2	2	2
				VR・アニメーション技法		2				2	2	2
				メディアリテラシー		2				2	2	2
				映像社会論		2				2	2	2
				スポーツ社会学		2				2	2	2
				コミュニケーションとメンタルヘルス		2				2	2	2
				不平等社会論		2				2	2	2
				ソーシャルワークと復興支援		2				2	2	2
				高齢者福祉論		2				2	2	2
				障害者福祉論		2				2	2	2
				社会保障論		2				2	2	2
				セクシュアリティの社会学		2				2	2	2
				ライフコースの社会学		2				2	2	2
部	科	ゼミナール科目群	ゼミナール科目	学部基礎ゼミⅠ	2					2	2	2
				学部基礎ゼミⅡ	2					2	2	2
				研究ゼミⅠ	2						2	2
				研究ゼミⅡ	2						2	2
				研究ゼミⅢ	2							2
				研究ゼミⅣ	2							2

12単位を取得するものとする。

注1. 複数年次に配当の授業科目については、そのいずれかの年次で履修するものとする。

注2. 学則第9条に基づき、学長が特別講義として開設した授業科目を卒業単位に加えることができる。

注3. 卒業には、別表(1)のCUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群から30単位以上、専門科目群から52単位以上、ゼミナール科目群から12単位、その他、CUC基盤教育科目群及びアドバンスト科目群、専門科目群、他学科科目群を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

別表(7) 削除

別表(8) <教職課程 学則別表>

学部	学科	授 業 科 目	配当年次、学期、単位数								備 考
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
			春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	
商 ・ 経 学 部	商 ・ 経 営 学 科	教職概論	2								教育実習は、原則として教育実習（2）を履修科目とするが、卒業後に中学校教諭一種免許状取得を目指す者は、教育実習（1）を履修科目とする。
		教育原理		2							
		教育史			2						
		教育心理			2						
		教育法規				2					
		教育経営論					2				
		教育課程論			2						
		道德教育の理解と指導			2						
		教育方法技術論			2						
		ICT活用技術論					2				
		特別支援教育概論					2				
		生徒指導と進路指導		2							
		特別活動と総合的な学習の時間				2					
		教育相談論				2					
		総合演習						2			
		教育実習(1)							5		
		教育実習(2)							3		
		教職実践演習								2	
		商業科教育法(1)					2				
		商業科教育法(2)						2			
		商業科教育実践						2			
	商 学 科	情報科教育法(1)					2				
		情報科教育法(2)						2			
		情報科教育実践						2			

別表（９）

<2025年度入学者学費>

(単位：円)

費 目	商 経 学 部 総合政策学部 サービス創造学部 人間社会学部	備 考
入 学 金	140,000	入学時のみ
授 業 料	880,000	年 額 (ただし、編入 学生は除く)
教育充実費	40,000	
学園整備費	200,000	

<2024年度入学者学費>

(単位：円)

費 目	商 経 学 部 政策情報学部 サービス創造学部 人間社会学部	国際教養学部	備 考
入 学 金	140,000	140,000	入学時のみ
授 業 料	880,000	880,000	年 額 (ただし、編入 学生は除く)
教育充実費	40,000	40,000	
学園整備費	200,000	200,000	
留学・研修費		150,000	

<2020～2023年度入学者学費>

(単位：円)

費 目	商 経 学 部 政策情報学部 サービス創造学部 人間社会学部	国際教養学部	備 考
入 学 金	185,000	185,000	入学時のみ
授 業 料	820,000	820,000	年 額 (ただし、編入 学生は除く)
教育充実費	40,000	40,000	
学園整備費	200,000	200,000	
留学・研修費		150,000	